

令和7年度南渡田地区協議会運営・企業誘致支援等業務委託（仕様書）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、令和7年度南渡田地区協議会運営・企業誘致支援等業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は神奈川県川崎市川崎区南渡田町（以下「南渡田地区」という。）とする。

（目的）

- 4 本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区は臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。本業務は、南渡田地区拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づくイノベーション創出や将来性の高い企業集積の戦略的な推進に向け、令和6年度に設立した南渡田地区における産業拠点形成に関する協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営を目的に、協議会の運営支援、企業誘致支援等に関する業務委託を行うものである。

（一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても発注者の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

(業務内容)

11 業務内容は次によるものとする。

(1) 協議会での協議・検討に向けた基礎的調査の実施

①国内外の動向、事例に関する基礎的な調査

協議会での協議・検討を円滑に進めるために産業拠点形成に関する基礎的な調査を実施し、情報を整理する。なお、過年度成果品は本市から貸与するとともに、本市が把握又は調査を行っている情報も受託者に対して適宜共有することとし、調査内容に重複がないようにすること。

ア 国の動向

南渡田地区の拠点形成には国の施策との連動が必要不可欠であることから、マテリアル・インフォマティクス、素材開発、クライメートテックといった関連分野に関する日本政府の動向（NEDO事業、G I 基金、J S T 事業等、国の政策と連動したプロジェクトの内容及び現況、並びに今後想定されるプロジェクト展開（大規模実証への移行予定時期等）を含む）について随時情報収集を行う。

イ 素材業界の動向

マテリアルの産業拠点を形成するにあたり、素材産業全体の動向を注視する必要があることから、発注者の取組の参考となる業界の動向や見通し、企業の投資動向、最新の技術動向等について調査する。

②基礎的調査結果の取りまとめ

①で調査した結果等を踏まえて、南渡田地区との関連性が高いなどの観点から、重要な事項を中心に整理し、資料として取りまとめる。

(2) 協議会の運営支援

①協議・検討の支援

協議会で協議・検討を予定している南渡田の将来イメージや中長期シナリオ、先行地区（北地区北側）における戦略・計画等の作成に向けて、協議会参加団体等との協議状況や（1）②の分析・整理事項等も踏まえつつ、発注者が協議会参加団体等と行う協議・検討に関し、資料作成などの支援を行う。

②開催の支援

約 30 企業・団体が参加する協議会を計 2 回程度開催するにあたり、事務局における会議資料の作成補助、会議録等の作成、必要経費に関する支払い及び事前準備その他必要な事項について、発注者と協議の上、会議開催の支援を行う。

また、当日は原則参加するものとし、必要に応じて説明や質疑等の対応を行うこと。なお、会議は会場及び WEB 会議併用（原則として Microsoft Teams を使用）にて開催することを想定するものとする。

③南渡田拠点形成に向けた戦略等の検討及び取りまとめ

南渡田地区が目指すマテリアルのスケールアップ拠点の形成、クライメートテックの社会実装を

戦略的に実現していくため、本地区のポテンシャルや特徴を踏まえた上で、本拠点が対象とすべき具体的な市場や産業、国内外の他の産業拠点との差別化の視点を含め本拠点が備えるべき機能及び持続的な拠点運営のためのエコシステムなどについて検討を行い、これらを拠点の戦略要件として整理、取りまとめを行う。

特に、検討にあたっては、グローバル市場において競争力を有する産業拠点を形成していくという視点が重要であることから、(1) ①及び②の取組成果を活用するとともに、協議会会員へのヒアリングや意見交換等を通じた国内企業・団体の意見を反映するのみならず、海外インキュベーターに対してヒアリングなども実施すること。

さらに、協議会会員間での共通認識化を促すため、南渡田の将来イメージを明示した資料を取りまとめ、作成した資料は南渡田の拠点形成に向けた PR や誘致活動で活用することを想定し、編集可能なデータと併せて納品すること。

④南渡田拠点形成への中長期シナリオ及び先行地区（北地区北側）における戦略・計画等の作成

③で取りまとめた南渡田拠点形成に向けた戦略等を着実に進めるため、協議会において議論を進めていく南渡田拠点形成への中長期シナリオについて、③で作成した将来イメージに関する資料との整合を図りつつ、国内外の他の産業拠点事例調査等も通じて、シナリオの素案・骨子の作成などの支援を行う。

また、先行して開発を進めている地区（北地区北側）において、立地企業の実体活動を支えるための、具体活動イメージや機能実装、運用設計に関する戦略・計画に関して、関連企業へのヒアリング支援や検討案の作成などを行うこと。

(3) 企業誘致活動支援

①協議情報リストの管理及びリストを活用したヒアリング支援

発注者が過年度に調査した企業情報リストの追加・修正などの管理を行う。また、リストを活用した企業ヒアリングについて、対象（誘致交渉が可能な職責を基本とする）及びアポイント方法等を市と協議した上で 20 社程度へのヒアリング実施を支援する。なお、ヒアリングへの受託者の帯同は必須としない。

②広報・PR活動支援

関係者との協議や企業ヒアリング状況等を踏まえ、発注者との意見交換を行った上で、効率的かつ効果的な広報・PR活動の方針・手法や対象、アピールポイント、機会等の提案や情報提供を行うとともに、資料作成その他必要な作業を行うなど、広報・PR活動の支援を行うこと。

なお、広報・PR活動の実施に際しては、受託者の帯同は必須としない。

(成果品)

- 12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。
- 13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。
- 14 成果品に関する権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく他に公表若しくは貸与又は

使用してはならない。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書（A 4 版 カラー含む） 1 部
- ② 電子媒体（DVD等） 1 枚
- ③ その他、収集または作成した資料、データ 一式

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

年度・件名	令和7年度南渡田地区協議会運営・企業誘致支援等業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

（委託期間）

- 15 委託期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとする。

（その他）

- 16 この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。